○近畿地方整備局告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十三年十月二十八日から二週間近畿地方整備局及び同局京都国道事務所において一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
京都市西京区大枝沓掛町七番六六から同市西京区大枝沓掛町一四番一七九まで	○・○○～一七四・七一メートル	○・五五一キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十三年十月二十八日

○中国地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県岩美郡岩美町大字馬場字船堀五九七番から同町大字馬場字欒五六五番まで	前	九・〇〇～二七・六〇メートル	〇・四三六キロメートル
	後	九・六〇～二七・六〇メートル	〇・四三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県岩美郡岩美町大字馬場字船堀五九七番から同町大字馬場字欒五六五番まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十八日

○九州地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	大分市大字神崎字鳴川三二一五番二から同市大字神崎字四極山三一九七番四まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十八日

国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府の情報セキュリティ対策に関する質問主意書（横粂勝仁提出）

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への交渉参加並びに参加後の交渉離脱の可能性に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

質問主意書提出

十月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

福島県相双地域における医療福祉等機関に対する支援に関する質問主意書（三原じゅん子提出）（第四号）

質問主意書転送

十月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄県八重山採択地区における教科書問題に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一号）

オスプレイの安全性及び配備に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二号）

人事異動

経済産業省

（大臣官房審議官（産業保安担当）経済産業技官　櫻田　道夫

産業保安担当を免ずる

原子力防災担当を命ずる（八月二十六日）　石井　裕晶

経済産業事務官（大臣官房付）に採用する

内閣府に出向させる（八月三十日）

（大臣官房付）経済産業事務官　高原　一郎

資源エネルギー庁長官に配置換する

（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長）経済産業技官　渡邊　昇治

製造産業局住宅産業窯業建材課長に転任させる

（製造産業局住宅産業窯業建材課長）同　土井　良治

中小企業庁に出向させる

（資源エネルギー庁長官）経済産業事務官　細野　哲弘

辞職を承認する（以上九月一日）

（中小企業庁次長）経済産業事務官　宮川　正

大臣官房審議官の併任を解除する

政策総合調整担当を免ずる

経済産業事務官（大臣官房審議官）に採用する

政策総合調整担当を命ずる

（商務情報政策局情報経済課長）経済産業事務官　村瀬　佳史

大臣官房付に配置換する

大臣官房秘書課大臣秘書官事務取扱に併任する　嶋田　隆

経済産業事務官（大臣官房付）に採用する

（大臣官房秘書課大臣秘書官事務取扱）経済産業事務官　佐脇紀代志

大臣官房秘書課大臣秘書官事務取扱の併任を解除する

（通商政策局長）同　佐々木伸彦

通商政策局通商機構部長に併任する

（商務情報政策局情報政策課長）同　三又　裕生

商務情報政策局情報経済課長に併任する（以上九月二日）

（大臣官房付）経済産業事務官　佐脇紀代志

商務情報政策局情報経済課長に昇任させる

（商務情報政策局情報政策課長兼同局情報経済課長）同　三又　裕生

商務情報政策局情報経済課長の併任を解除する（以上九月五日）

（大臣官房付）経済産業事務官　井上　宏司

大臣官房審議官に昇任させる

大臣官房担当を命ずる

（大臣官房審議官（大臣官房担当））同　柳瀬　唯夫

経済産業政策局担当を命ずる

大臣官房担当を免ずる